

## 一般財団法人ベターリビング 性能評価業務約款

### 第 1 条（責務）

建築基準法 68 条の 25 第 1 項、同条第 5 項に基づく申請者（以下「甲」という。）と一般財団法人ベターリビング（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例（以下「法等」という。）を遵守し、一般財団法人ベターリビング 性能評価業務規程（以下「規程」という。）及びこの約款（申請書及び引受承諾書（性能評価）を含む。以下同じ。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、法等及び規程に定められた業務を行い、次条に定められた日（以下「業務完了期日」という。）までに、性能評価書を交付し又は性能評価書を交付できない旨を通知する。
- 3 次の各号の一に該当するときは、乙は性能評価書を交付しないこととし、この場合において性能評価書を交付できない旨を甲に通知するものとする。
  - 一 性能評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき
  - 二 性能評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき
  - 三 性能評価に必要な申請者の協力が得られなくなったことその他財団の責に帰すことのできない事由により、性能評価を行えなかったとき
  - 四 性能評価手数料が納入期日までに納入されていないとき
- 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 甲は、この契約に定めのある場合、または乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書（性能評価）に定められた業務の対象（以下「対象構造方法等」という。）の設計、施工方法その他必要な追加書類等を遅滞なく乙に提供しなければならない。

### 第 2 条（業務完了期日）

乙の業務完了期日は、当該引受承諾書（性能評価）に定められた日とする。

- 2 乙は、乙の責に帰することができない事由により業務完了期日までに業務を完了することができない場合は、甲に対しその理由を明示の上、その延長を請求することができる。
- 3 乙は、甲が理由を明示した書面をもって業務完了期日の延期を申し出、かつ乙がその理由が妥当と認めた場合には、その延長を行うことができる。この場合において、乙に損害が生じた場合は、その賠償を甲に請求することができる。
- 4 第 2 項及び前項に定める業務完了期日の延長その他の必要な事項については甲乙協議して定める。

### 第3条（不適合に対する対応）

乙が行った性能評価に関する審査における不適合の指摘に対して、甲は、速やかに当該部分の性能評価申請図書の修正その他必要な措置を講じなければならない。

### 第4条（性能評価審査中の構造方法等の変更）

甲は、性能評価書の交付前までに甲の都合により対象構造方法等を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の性能評価申請図書を提出しなければならない。

- 2 前項の構造方法等の変更が軽微であると乙が認める場合を除き、甲は、当初の性能評価の申請を取り下げ、別件として改めて乙に申請しなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第6条第2項の契約解除があったものとみなす。

### 第5条（手数料等）

甲は、建築基準法第97条の4第2項及び建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第11条の2の3に基づいて算定され、引受承諾書に記載された額の手数料を、第2項に規定する日（以下「納入期日」という。）までに乙の指定する銀行口座へ振込送金により納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由のある場合は、甲乙協議の上別の方法によることができる。

- 2 甲の手数料の納入期日は、当該引受承諾書（性能評価）に定められた業務完了期日の前日とする。
- 3 第6条及び第7条に掲げる契約解除による場合を除き、甲の責に帰すべき事由により、乙が業務完了日に性能評価書を交付できない旨を通知する場合においては、乙は手数料のうち業務の履行状況に応じて算定した額を違約金として請求でき、また、乙に損害が生じたときは、その賠償を甲に請求することができる。なお、この契約解除により甲に損害が生じても、乙はその損害賠償の責に任じないものとする。
- 4 手数料等の納入に要する費用は、甲の負担とする。

### 第6条（甲の解除権）

次の各号の一に該当するときは、甲は乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 乙が、正当な理由なく、当該引受承諾書に掲げる業務を業務完了期日までに完了せず、またその見込みのない場合
  - 二 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。
  - 3 第1項に基づく契約解除の場合、甲が手数料を既に支払っているときは支払済みの手数料の返還を乙に請求ことができ、また、甲に損害が生じたときは、その賠償を乙に請求することができる。なお、この契約解除により乙に損害が生じても、甲はその損害賠償の責に任じないものとする。
  - 4 第2項に基づく契約解除の場合、乙は手数料のうち業務の履行状況に応じて算定した額を違約金として請求でき、また、乙に損害が生じたときは、その賠償を甲に請求することができる。ただし、性能評価に係る試験の段階で不適合が明らかとなり、契約解除を行う場合にあっては、乙は手数料のうち業務の履行状況に応じて算定した額を請求できるものとする。

## 第7条（乙の解除権）

次の各号の一に該当するときは、乙は甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 一 甲が第1条第5項に定める責務を怠る等乙の業務の履行に必要な協力をしないとき
  - 二 甲の責に帰すべき事由により業務完了期日までに性能評価書等を交付等することができないとき
  - 三 甲が書面をもって申し出た業務完了期日の延長の理由について、乙が正当でないと認めるとき
  - 四 第3条に規定する不適合に対する対応について、6ヶ月を超えて甲が何ら対応措置を講じないとき
  - 五 甲が正当な理由なく、第5条第2項に定める納入期日までに手数料を納入しないとき
  - 六 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお正されないとき
- 2 前項に基づく契約解除の場合、乙は手数料のうち業務の履行状況に応じて算定した額を違約金として請求でき、また、乙に損害が生じたときは、その賠償を甲に請求することができる。なお、この契約解除により甲に損害が生じても、乙はその損害賠償の責に任じないものとする。

## 第8条（性能評価の範囲等）

この契約は、対象構造方法等に瑕疵がないことについて保証するものではないものとする。

- 2 性能評価提出図書に虚偽があったことが性能評価書発行後に発覚した場合、当該認定の結果について責任を負わないものとする。

## 第9条（秘密保持）

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第10条（別途協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙は信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

（附則）

この性能評価業務約款は、平成12年6月16日より施行する。

（附則）

改定後の約款は、平成13年4月16日より施行する。

（附則）

改定後の約款は、平成23年12月1日より施行する。

（附則）

改定後の約款は、平成27年6月1日より施行する。